

介護福祉士国家試験パート合格の 導入の在り方について（案）

令和6年 月

介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会

目次

1	はじめに	2
2	パート合格導入の考え方	5
3	受験方法	7
4	分割パターン	8
5	合格基準等	9
6	運営面への配慮	11
7	パート合格導入により期待される効果	12
8	おわりに	13
	(参考資料)	15
	(別紙1)	17
	(別紙2)	18

1 はじめに

昭和 63 年 4 月に社会福祉士及び介護福祉士法が施行されてから 30 年余りが経過した現在、介護分野の国家資格である介護福祉士は、介護福祉を支える中核的な存在として、様々な介護現場において活躍している。

国では、介護福祉士について、これまでも、その専門性の向上、明確化に向けた取組を進めてきている。例えば、平成 27 年に、介護人材確保の目指す姿として、「まんじゅう型」から「富士山型」への展開を示し、介護人材の裾野の拡大を図りつつ、機能分化を進め、高い専門性をもつ介護福祉士の位置づけを明確にするとともに、継続的な質の向上を促してきた。

また、平成 29 年 10 月の社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会による「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」の中で、新たに整理された「求められる介護福祉士像」が示され、これを踏まえて介護福祉士養成カリキュラムが変更された。「求められる介護福祉士像」では、「地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる」「関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する」「介護職の中で中核的な役割を担う」などがあげられ、変化する介護ニーズに適切に応える介護福祉士の養成に取り組んできたところである。

新型コロナウイルス感染症の流行下においては、感染症の発生や拡大の防止に向けて多くの制限がある中で、介護福祉士をはじめとする多くの介護職員は、介護サービスの利用者及び家族の命を守り、生活の継続に大きな貢献をした。さらには、令和 6 年元日に発生した令和 6 年能登半島地震では、特に石川県が設置した 1.5 次避難所に避難された介護を必要とする避難者の介護を担っていただいた。さまざまな制限がある中でも、介護を必要とする一人ひとりの状況やニーズ等をふまえ、尊厳を尊重しながら、適切な支援の提供に努めてきた。これらを通じて、社会においても、介護の重要性や必要性、介護福祉士の専門性の高さなどについて改めて理解される機会になったものと考えられる。

このような介護福祉士の専門性の向上に向けた取組等を進める中で、令和 6 年度の介護報酬改定では、介護職のチームのリーダー養成を目的として実施されている介護福祉士ファーストステップ研修が処遇改善加算の職場環境改善の要件の一つに位置づけられたところである。これにより、介護福祉士自身のキャリアアップや介護職におけるリーダーの役割を担う人材の育成につながるものと考えられる。

一方、我が国では、少子高齢化が進展する中、介護を必要とする方々の急速な増加が見込まれ、2040年（令和22年）度末までに新たに約57万人の介護人材の確保が必要とされている。また、認知症高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴い複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められており、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題となっている。

このため、介護福祉士国家試験（以下、「国家試験」という。）については、その重要性がこれまで以上に増しているところであるが、国家試験を受験する者は、第31回試験（平成30年度）の94,610人以降、徐々に減少している。

国家試験は、実務経験3年に加えて所定の研修を受講する実務経験ルートでの受験者が8割以上を占めている。実務経験ルートの受験者は、現に介護施設等で勤務されているといった特徴があることから、計画的に試験地の拡大が実施され、受験者の利便性の向上が図られてきた。

実務経験ルートでの受験者については、介護現場で働きながら資格取得を目指す状況にあるが、就労と試験に向けた学習の両立が課題との声がある。受験者数も、実務経験ルートについては、第33回試験（令和2年度）から第36回試験（令和5年度）で約10,000人減少している。介護福祉士を目指す者の減少がこのまま続けば、質の高い介護サービスを継続的に提供することへの支障が生じることが懸念され、強い危機感を抱く状況となっている。

平成29年より「在留資格介護」、「技能実習介護」、平成31年には「特定技能介護」と、外国人介護人材の受入れを段階的に拡充してきたところである。特に、「在留資格介護」については、在留期間の制限なく日本で就労できること、家族の帯同が認められていることもあり、「技能実習」や「特定技能」で入国した方々の中には、「在留資格介護」の要件である介護福祉士資格取得に向け国家試験を受験する者もいるが、国家試験のための専門的な学習に加え、継続した日本語学習の必要がある。一般に外国人の国家試験の合格率は、日本人を含めた全体の合格率と比較すると低い傾向にあることを踏まえると、外国人介護人材にとっても限られた受験機会の中で就労と国家試験受験に向けた学習の両立は課題であると考えられる。

これらのことを前提としつつ、令和5年度に開催した「介護福祉士国家試験の検証に資するデータ分析に関する検討会」（以下「令和5年度検討会」という。）においては、過年度の試験結果を用いて、受験者の属性や得点分布などのデータの整理や、科目ごとの得点状況、いくつかの科目のグループ（以下「パート」という。）を仮定し、パート別に判定した場合の合格状況な

どを検証した。その上で、「パート合格の導入がより受験しやすい仕組みにつながる」旨の提言を行い、令和6年3月に報告書（以下「令和5年度報告書」という。）をまとめている。

本検討会では、令和5年度報告書を踏まえ、令和6年5月から9月にかけて、3回にわたり議論を重ね、関係団体からのヒアリングを実施した。パート合格導入に向けて、介護福祉士の質や国家試験の水準を落とすことなく、介護福祉士を目指す方たちの学習と受験を一層後押しする国家試験の在り方等を検討し、提言の内容を整理した。この提言をふまえ、厚生労働省及び指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）は、国家試験について、より受験しやすい実施方法等への見直しを行うことが必要である。

2 パート合格導入の考え方

国家試験は、合格率が8割を超えている現状があるものの、受験者数は減少傾向にあり、介護福祉士を目指す受験者を一定数確保しなければならない。就労しながら受験する者が8割以上を占め、受験者は日々の介護の業務を行いながら受験のための学習時間を確保している状況にある。

「特定技能介護」は在留期間中に介護福祉士の資格を取得することで、「在留資格介護」に変更し、引き続き日本で介護の業務に従事することができるが、国家試験のための専門的な学習に加え、日本語学習も同時に必要であるため、限られた時間のなかで受験への意欲を維持し学習を進めて行くことが難しいという課題がある。

こうしたことから、介護現場で就労しつつ、介護福祉士資格を取得するという希望があっても、集中した学習が困難な状況があり資格取得への継続した意欲をもちにくいという声があり、受験しやすい仕組みの導入が求められる。

受験しやすいということについては、

- ・ 受験者が自身の状況に応じて学習を進めることができるなど、学習への取り組み易さと、
- ・ 試験に係る所要時間が長時間とならないなど、受験者に対する利便性という二つの面があり、試験の運営面にも十分留意しつつ、それぞれを満たすことが必要である。

具体策としては、国家試験の13科目をいくつかのパートに分け、一定の合格水準に達したパートについて、翌年度の試験において当該パートの受験を免除する「パート合格」を導入することが適当である。「パート合格」では、一の科目ではなく、複数科目をまとめたパートを設定する。これにより、科目のつながりを踏まえた学習を考慮することができる。

介護福祉士を目指す受験者の増加を図るとともに、試験の公平性確保の観点から、パート合格については、外国人だけでなく、すべての受験者に適用する仕組みとする。

パート合格を導入すれば、例えば、初年度に不合格パートがあった者について、次年度は不合格パートの学習に注力できるようになるなど、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となり、より受験しやすい仕組みとなる。これにより、介護福祉士の受験を目指す者の学習の後押しや資格取得への意欲の維持につながると考えられる。

認知症高齢者の増加、単身高齢者の増加等に伴う多様化する介護ニーズに

対応するため、これまで以上に高い専門性が求められる中、国家試験は介護福祉士としての知識及び技能を担保することが求められている。

パート合格の導入によって、介護福祉士の知識及び技能が維持できず、結果として利用者に提供する介護サービスの質が低下し、利用者へ影響がでることはあってはならず、支援の質をさらに上げる取組につながることを望ましい。

関係団体からの意見聴取において、介護福祉士の質の低下への懸念があげられところであり、また、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」の中間まとめ（以下「中間まとめ」という。）でも、「適切なサービスの提供等が可能な介護福祉士が増えることは、利用者の利益にもつながるので、介護福祉士の知識及び技能が低下しないよう留意しながら進めるべきとの意見があった。」とされている。このため、介護福祉士の知識・技能の質の水準を下げないことが重要であり、パート合格導入の前提となる。

なお、中間まとめにおいて、「特定技能介護については、5年の在留期間で国家試験を合格することが難しい現状があり、合格点に足りず帰国を余儀なくされ、人材が流出してしまう場合があることから、パート合格など一定の水準に達している場合、在留期間を延長して合格を目指せるようにすることも検討すべきではないかとの意見があった。」とされている点については、同時に「検討に当たっては、こうした在留期間の延長を目的としてパート合格を導入するといった誤解を生じないようにすべきとの意見があった。」とされていることにも留意しつつ、検討や調整を進めることが必要である。

以上を踏まえ、パート合格導入の考え方として、以下のとおり提言する。

【提言】

受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入を検討することが必要。

国家試験をいくつかのパートに分け、一定の合格水準に達したパートについて、翌年度の試験において当該パートの受験を免除する「パート合格」を導入することが適当である。

パート合格は、その導入により、例えば、初年度に不合格パートがあった者について、次年度は不合格パートの学習に注力できるようになるなど、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となり、より受験しやすい仕組みとなる。

国家試験は介護福祉士としての知識及び技能を担保するものであるため、パート合格の導入によって、介護福祉士の知識及び技能の水準が維持できず、介護サービスの質が低下するものであってはならない。

3 受験方法

実務経験ルートを受験者は、介護の業務に従事しながら勤務シフトを調整して国家試験受験に臨むことや、運営面の負担も考慮し、試験期間は、現行どおり1日間で全パートの試験を実施することが適当である。

介護福祉士養成課程を考慮すると、科目群や領域単位で分けした上、まずは全パートを受験して、合格基準を満たさなかったパートを再度受験することが望ましい。

学習を後押しする仕組みであることから、再受験時においては、不合格パートの受験を必須とすることが適当である。全科目の総得点による合否判定という現行の仕組みは、受験者の総合力を問うものである。科目ごとの得意不得意（得点のばらつき）を補い、総得点で合格基準を満たすこともありうることから、再受験時においても、既にパート合格したパートを改めて受験するか否かは受験者の希望制とし、不合格パートのみを受験するか全パートを受験するかのいずれかの選択を受験者に求めることが適当である。

以上を踏まえ、受験方法について、以下のとおり提言する。

【提言】

1日間で全パートの試験を実施し、初受験時は全員が全パートを受験する。再受験時には、不合格パートについては、受験を必須とすることが適当である。既にパート合格したパートを受験するか否かは受験者の希望制とし、不合格パートのみを受験するか全パートを受験するかのいずれかの選択を受験者に求めることが適当である。

4 分割パターン

国家試験科目をパート分割する際には、受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みである必要があることを踏まえ、各科目の出題数や学習における科目のつながり等を踏まえながらパート分けを行うことが最も妥当である。

パート分けの候補として2分割、3分割、4分割が考えられるが、受験のための学習への取り組み易さを確保しつつ、受験者の利便性・運営面の負担を考慮すると、再受験のための学習時に注力すべき科目の特定が容易であり、運営面でも負担が少ない、3分割が適当である。

具体的には、領域のまとまりも考慮の上、Aパートは、介護の理念や考え方、制度に関する知識と具体的な技術を問う科目、Bパートは、身体の構造や機能、介護の対象者が抱える疾病や障害の理解を問う科目、Cパートは、知識や技術を具体的な支援場面や特定の事例に適用させる科目でそれぞれ構成する。その上で、現行の試験では、「人間の尊厳と自立」と「介護の基本」、「人間関係とコミュニケーション」と「コミュニケーション技術」が同じ科目群でありながら、午前と午後に分かれて実施しているが、学習のつながりを踏まえ、同じパートにすることが適切である。(別紙1参照)

このように各パートはそれぞれ一定のまとまりがあるものと整理でき、また、各パートに基本形式の問題だけでなく、事例問題が含まれていることなどから、各パート間でのバランスがとれたものとなる。問題数でみると、「介護過程」と「総合問題」で構成されるCパートが合計20問となり、他のパートより少なくなるが、科目の特性により事例問題が多くなることから、解答にかかる時間は他のパートと大きな差異はないと考えられる。

パート内の科目の並び順(試験における出題順)については、介護福祉士養成課程の領域を基本としつつ、基本的な知識から実践としての知識・技術という学習の流れを考慮する。

以上を踏まえ、分割パターンについて、以下のとおり提言する。

【提言】

受験のための学習への取り組み易さを確保しつつ、受験者の利便性・運営面の負担も考慮する観点から、再受験のための学習時に注力すべき科目の特定が容易であると考えられる別紙1の分割パターンの考え方による3分割が適当である。

5 合格基準等

合格基準は、国家試験であることを踏まえ、受験者に分かり易い仕組みであることが求められる。また、パート合格導入に伴う合格基準の見直しにより、万が一にも合否判定に誤りがあってはならず、運営の視点からも複雑すぎないものとするべきである。

パート合格の導入に際して、全科目に対する合格基準については、現行と同様、問題の総得点の6割程度を基準として問題の難易度で補正した点数以上かつ試験科目群すべてにおいて得点があることとし、介護福祉士の知識及び技能の水準を確保すべきである。

その上で、パートごとに合格基準を設け、パートごとの合否を判断することが適当である。

パートごとの合格基準については、全体の合格基準点を各パートの問題数の比率により按分する方法と全パートを受験した受験者のパートごとの平均得点の比率により按分する方法について比較検討した結果、パート間の難易度差に応じた合格基準点を設定することができる平均得点の比率で按分する方法が適当である。また、全科目に対する合格基準と同様、各パートを構成する科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とするべきである。

合否の判断については、

- ・ 全パートを受験した場合には、まず全パートの総得点で合否を判断し、結果が不合格だった際には、パートごとに合否を判断する。
- ・ 一部のパートのみ受験した場合には、パートごとに合否を判断することが適当である。

一方、3つのパートのうち、例えば、AパートとBパートを一緒にし、2つのパートを組み合わせた総得点により合否を判断することは、制度が複雑になるとともに、知識及び技能の水準低下や公平性が確保されない懸念があるため適当ではない。

また、全パートの合否判定においては、総得点による判定となるため、得意なパートの得点で不得意パートの得点を補うことにより合格基準に達することも考えられるが、パートごとの合否判定では、パート間で得点を補うことはないことから、合格のためには不得意科目の学習を継続することが必要となり、知識及び技能の水準を担保することにつながる。

国家試験が、介護福祉士としての知識と技能を担保するものであり、一定の知識水準を維持する必要があることや、介護報酬改定などの制度改正が定

期または不定期に行われ、これに対応した知識を身につける必要性があること等を踏まえ、パート合格には有効期限を設定する必要がある。

有効期限の設定に当たっては、令和5年度まで実施していた介護技術講習会の有効期限等を踏まえ、パート合格した受験年の翌々年までとすることが適当である。

今後のカリキュラム改正の際には、パート合格の有効期限は受験年の翌々年までを基本的な考え方としつつ、介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会等において、カリキュラム改正の内容を踏まえて、有効期限やパートのまとめりなどの取扱いについて、変更の有無も含めて、改めて議論することが望ましい。

このように合格基準、有効期限を設定することを通じて、国家試験合格者の質の維持が担保され、関係団体からの意見聴取の際に示された、介護福祉士の質の低下への懸念も払拭できるものとする。

以上を踏まえ、合格基準等として、以下のとおり提言する。

【提言】

合格基準は、万が一にも合否の判定に誤りがあってはならず、運営の視点からも複雑すぎないものとする必要性を考慮すべき。

全科目に対する合格基準は、現行と同様に、問題の総得点の6割程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上かつ試験科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすることが適当である。

パートごとの合格基準は、全体の合格基準点に対し全科目を受験した受験者の平均得点の比率で按分することにより、合格基準を設けることが適当である。また、全科目に対する合格基準と同様、各パートを構成する科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすることが適当である。

合否の判断については、全パートを受験した場合には、まず全パートの総得点で判断し、結果が不合格だった際には、パートごとに判断することとし、一部のパートのみを受験した場合には、パートごとに合否を判断することが適当である。

その上で、パート合格には、受験年の翌々年までを有効期限として設定するべきで、必要に応じて見直しを行うことが適切である。

このように合格基準・有効期限を設定することを通じて、国家試験合格者の質が担保されると考えられる。

6 運営面への配慮

パート合格の導入により、試験当日の運営業務の見直しも必要となるが、運営業務の見直しにより、国家試験当日の受験者に著しい混乱が生ずることは避ける必要がある。

パート合格に関する周知期間等を考慮すると、令和8年1月に実施することが想定される第38回国家試験より導入することが妥当である。

国家試験受験当日の運営として、受験者にとって負担が増加しないように、午前中にAパート試験、午後にB・Cパート試験、Bパート試験、Cパート試験（同一時刻開始）を実施する方法が考えられる。この方法により、Bパートのみ、Cパートのみの受験者は、試験時間終了後、B・Cパートの受験者への影響がないよう形で、速やかに試験会場から退出することができる。また、これにより、会場借料、人件費等の運営経費の増加を一定程度に抑えることもできる。（別紙2参照）

受験手数料は、現在18,380円で、実費を勘案して定められている。パート合格の導入後、会場借料、人件費等の運営経費について一定の増加が見込まれるが、上述のような効率的な試験運営を行うこと等を通じて経費の増加を抑えることができることから、パート合格の導入に起因した受験手数料の改定は行わないことが望ましい。

また、全てのパートを受験した場合と一部のパートのみを受験した場合を比較した際に、事務手続き（受験申込から合格証発出）の内容に大きく影響を及ぼすことはないと考えられることから、実費を勘案して定める受験手数料については一律の金額とすることが望ましい。

なお、試験運営については、例えば、現在行われているふりがな付き問題用紙を希望等した受験者に対して、ふりがな付き問題用紙だけでなく、一般用問題用紙も配布を行っている取扱いを改める等、効率的な運営という観点から見直しが可能な部分がないか検討し、必要な見直しを進めることが適当である。

導入にあたっては、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関として国家試験を運営する試験センターと、引き続き十分な調整を行うことが不可欠である。

以上を踏まえ、運営面への配慮として、以下のとおり提言する。

【提言】

パート合格は、令和8年1月実施予定の第38回介護福祉士国家試験より導入することが妥当である。導入にあたって、試験センターと引き続き十分な調整を行うことが求められる。

7 パート合格導入により期待される効果

パート合格を、国家試験の受験者が、自身の状況に応じて学習を進めて、国家試験を受験しやすくなる仕組みとして導入することで、介護福祉士を目指す受験者をより多く確保することが期待される。

具体的には、例えば、国家試験を1回の受験で合格しなければならないという負担を感じている受験者にとっては、パート合格の導入により、学習の継続や受験への意欲の維持に資するものとなることが期待される。

3つのパートは、介護福祉士養成課程の領域と学習のしやすさを考慮しており、知識と技術のパート、身体の構造や機能、介護の対象者が抱える疾病や障害の理解を問うパート、それらの知識・技術を特定の支援場面や事例において適用する「介護過程」と「総合問題」のパートと整理することができる。これまでよりも、教育の課程においてそれぞれの位置づけをより明確にしながら教育しやすくなると考えられる。実務者研修における教育についても、それぞれのパートのまとまりの考え方を意識した教育が行われることが期待される。

これらの効果が出現すれば、専門性の高い介護福祉士が確保され、質の高い介護サービスが安定的に提供されることにつながるなど介護福祉全体の質をあげることに寄与するととともに、介護福祉士の専門性を次の世代へ継承していくことにつながると思われる。

8 おわりに

少子高齢化が進展する中、介護を必要とする方の急速な増加が見込まれるとともに複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められている。本検討会では、高い専門性を有する介護人材の確保・育成が喫緊の課題である一方、介護福祉士を目指す者の減少が続いている現状について、危機的であると捉え、介護福祉士資格取得を目指す受験者が一層受験しやすくなる仕組みを検討した結果、パート合格の導入が望ましいとの結論を得た。

世界に先駆け、介護分野の国家資格として創設され、日本の介護福祉の制度の発展を支えてきた介護福祉士の重要性を再認識し、また、介護福祉士を目指す方々の志を大切に、国家試験の受験に向けた学習を試験制度からも後押しできる仕組みとなることを期待したい。

介護分野の国家資格である介護福祉士は介護現場において、介護人材の中核としてこれまでも活躍している。パート合格の導入によって、介護福祉士の重要性が変わるものではなく、今後、多職種連携や地域の中でもますます重要な役割を果たすことが期待される。

パート合格の導入に関しては、関係団体からの意見聴取の際には、介護福祉士の社会的評価への影響を懸念する意見があった。パート合格の導入によって社会的評価が下がることがあってはならない。

国は、導入の際には、合格基準の設定などを通じて、介護福祉士の質の担保を制度的に行うことはもちろんのこと、パート合格導入の趣旨や内容等について、きめ細かに情報発信を行い、介護福祉士の役割や専門性について誤解の生じることがないよう国民の理解を進めることが求められる。

関係団体からの意見聴取の際にも指摘があったが、パート合格が導入された場合には、例えば受験者数の変化など導入による影響について、検証していくことも重要である。また、検証に関して、その方法や時期について、導入前に検討しておくことが望ましい。

介護福祉士の資格が社会の期待に応え信頼されるものであるために、国は、パート合格の導入に関する丁寧な説明に加え、関係団体等の協力も得つつ、介護福祉士の専門性の明確化、質の向上に努めなければならない。

介護福祉士資格取得後のキャリア形成を考えていくことも重要であり、これまでも認定介護福祉士の取組が関係団体により行われてきた。今般、新たにキャリアモデルとして示された「山脈型（介護福祉士について経営やケアマネジメントに携わるという選択肢だけでなく、認知症ケア・看取りケアの

スキル向上、地域全体の介護力向上等一人ひとりの希望に応じたキャリアアップを支援)」については、介護福祉士資格取得後も本人の希望や状況等を踏まえつつ、キャリア形成をしていくことを応援するものであると捉えることができる。このようなキャリアモデルを活用しつつ、介護福祉士の専門性や価値、魅力を示す取組を、より一層、進めていくことが重要である。

あわせて、介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備といった総合的な介護人材確保対策を進めていくことが期待される。

特に、介護職の魅力向上の一環で行われている、介護のしごと魅力発信事業については、介護職が自ら発信する取組などが含まれており、介護福祉士の社会的評価の向上の観点から、取組のより一層の充実が図られることが望ましい。

介護福祉士については、その専門性の向上に向けた取組が進められる中で、これまでもサービス提供体制強化加算で介護福祉士の配置が評価されており、令和6年度の介護報酬改定では、先述のとおり、新たに介護福祉士ファーストステップ研修が処遇改善加算の職場環境要件の一つに位置づけられたところである。介護福祉士による質の高い介護が提供されることは重要であり、その推進のため、関係団体等による介護現場への支援等を通じ、介護福祉の質の向上を図り、それを政策に反映させることは、介護福祉士の社会的評価の向上にもつながるものである。介護福祉士の専門性の向上に向けた関係団体の取組等を通じ、より質の高い介護サービスが提供されることを期待するとともに、国でも、介護福祉士について、適切な社会的評価が得られるよう、そのような取組を応援していくことは重要である。

(参考資料)

介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会 開催要綱

1 趣旨

介護福祉士国家試験については、実務経験3年に加えて所定の研修を受講する実務経験ルートでの受験者が8割以上を占めており、介護の現場で働きながら資格取得を目指す状況にあるが、就労と試験に向けた学習の両立が課題との声がある。

また、外国人介護人材については、永続的な日本での就労や家族の帯同が認められる在留資格「介護」の要件である介護福祉士資格の取得に向け、国家試験を受験する者もいるが、在留期間の制約から、受験機会が限られているといった声がある。一般に外国人の国家試験の合格率は、日本人を含めた全体の合格率と比較して低い傾向にあることを踏まえると、外国人介護人材にとっても限られた受験機会の中で就労と試験に向けた学習の両立は課題であると考えられる。

我が国では、少子高齢化が進展する中、介護を必要とする方々の急速な増加が見込まれていることから、2040年(令和22年)度末までに新たに約69万人の介護人材の確保が必要とされ、また、認知症高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴う複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められており、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題となっている中、介護人材のすそ野を広げる観点から、介護福祉士を目指す方は非常に重要であることに鑑み、介護福祉士資格取得を目指す受験者が一層受験しやすくなる仕組みを検討する必要がある。

議論に当たっては、2023(令和5年)度開催した「介護福祉士国家試験の検証に資するデータ分析に関する検討会」における検証結果等を踏まえ、介護福祉士国家試験におけるパート合格の導入について検討する。

2 検討会構成員

本検討会は、有識者で構成する(別添)。

3 検討課題

介護福祉士国家試験を受験しやすくする仕組み

4 スケジュール

令和6年5月から検討を開始し、以降数回程度開催し、本年秋を目途に取りまとめ(予定)

5 その他

- (1) 本検討会は、社会・援護局長の検討会とする。
- (2) 本会議の運営にかかる庶務は、社会・援護局福祉基盤課が行う。
- (3) 本検討会の議事録及び資料は原則非公開とし、各検討会終了後に議事概要を公開する。報告書は後日公開する。

(別添)

介護福祉士国家試験パート合格導入に関する検討会 構成員名簿

臼井 正樹	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部名誉教授
小山 晶子	医療介護福祉政策研究フォーラムシニアアドバイザー 中部学院大学人間福祉学部講師
川井 太加子	桃山学院大学社会学部教授
鈴木 俊文	静岡県立大学短期大学部教授
武田 卓也	大阪人間科学大学人間科学部教授
鶴岡 浩樹	日本社会事業大学専門職大学院教授

(五十音順、敬称略)

分割パターンの考え方

- ・パートの分割にあたっては、学習内容の重なりに考慮して、科目群を同一パートとしている。
- ・受験者の利便性・運営面での負担を考慮し、3分割が適当。

現行

領域	試験科目	出題数
人間と社会	人間の尊厳と自立	2
	人間関係とコミュニケーション	4
	社会の理解	12
	こころからのしぐみ	12
	発達と老化の理解	8
午前の試験	認知症の理解	10
	障害の理解	10
	医療的ケア	5
	介護の基本	10
	コミュニケーション技術	6
午後の試験	生活支援技術	26
	介護過程	8
	総合問題	12
	合計	125

(参考：11科目群)

- [1] 人間の尊厳と自立、介護の基本 [2] 人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術
- [3] 社会の理解 [4] 生活支援技術 [5] 介護過程 [6] こころからのしぐみ
- [7] 発達と老化の理解 [8] 認知症の理解 [9] 障害の理解
- [10] 医療的ケア [11] 総合問題

3分割

試験科目	領域	出題数
人間の尊厳と自立	人	2
介護の基本	介	10
社会の理解	人	12
人間関係とコミュニケーション	人	4
コミュニケーション技術	介	6
生活支援技術	介	26
小計		60
こころからのしぐみ	こ	12
発達と老化の理解	こ	8
認知症の理解	こ	10
障害の理解	こ	10
医療的ケア		5
小計		45
介護過程	介	8
総合問題		12
小計		20
合計		125

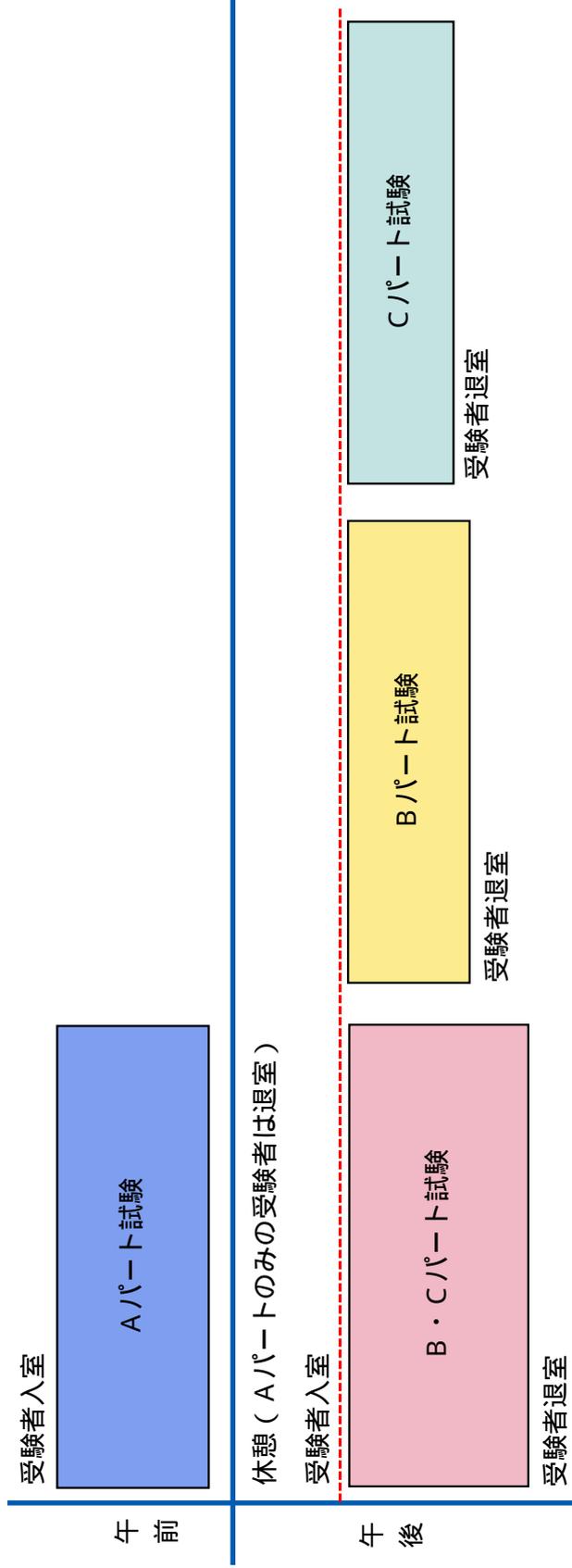
領域については下記のように記載している。

人：人間と社会 こ：こころからのしぐみ 介：介護

試験当日の運営方法

- ✓ これまで、午前・午後に分けていた方法により単純に3分割して試験を実施する場合、試験前の説明時間の増加やパート別受験のための試験室の移動時間が生じるなど、試験実施に係る所要時間が増加（試験開始時刻を早め、かつ終了時刻を遅くする必要）する。
- ✓ 受験者にとって不利益にも繋がることから、試験の運営方法を以下のとおりとし、可能な限り受験者の負担増を回避。
 - ・ 午前中にAパート試験、午後にはB・Cパート試験、Bパート試験、Cパート試験（同一時刻開始）を実施（会場ごとに受験者の状況に応じて設定）。
 - ・ B・Cパート試験は連続して試験を行い、Bパートのみ、Cパートのみの受験対象者は、試験時間終了後、速やかに試験会場から退場。

【試験実施のイメージ】



- 【効果】・現行の試験実施に係る所要時間とほぼ同等（全科目を受験する場合）。
- ・一部パートのみを受験する場合、拘束時間が最小限となり受験者の負担を軽減。
 - ・パートを分割するほど運営コストが高むため、午後の各試験を同一時刻に開始することで、会場借料、人件費等のコスト増を抑制。